

島木赤彦伝記上の問題

——その誕生日、出生地をめぐって——

宮 川 康 雄

I

島木赤彦が生まれたのは、明治9年の12月であるが、その誕生日については、従来二とおりの記述があって、そのいずれによるべきか定めかねるものがあった。また、その出生地についても異説があって、必ずしもはっきりしていないところがある。すなわち、赤彦の生家塚原家の本籍地である長野県の上諏訪（現諏訪市）ではなく、同県諏訪郡の旧豊平村（現茅野市）であるという説が提出されて、一時大きな論議を呼んだ。それが明確な結論を出せないで今日にいたっている。また、これに関連しては、塚原家が上諏訪から豊平村に移った時期も問題になるけれども、それも今なお明らかになっているとはいいがたい。本稿は、こうした赤彦の出生に関する問題をとりあげ、これらを廻って考察をほどこしつつ、新たな資料によってこの問題を解決しようとするものである。

赤彦の出生に関する記録として長いあいだ通説の拠りどころとなってきたのは、旧版『赤彦全集』第8巻（岩波書店、昭和5年）付載の赤彦年譜の次の記載であった。

明治九年

十二月十七日長野県諏訪郡上諏訪町千三百三十四番地ノ内一番に生る。

この全集年譜は、「アララギ」の「島木赤彦追悼号」（大正15年10月）の「島木赤彦略年譜（未定稿）」を訂補したものであるが、その追悼号の年譜というのは、もと赤彦の教員時代の教え子である金原省吾が作った原稿を下敷にして赤彦直門の藤沢古実が関係者と協力して編んだものである。それが相当信頼してよいものと思われる上に、全集年譜はそれをさらに訂正補筆したものであるから、世間の信用をえたとしても当然である。それで、各種の事典などもこれにしたがっているのである。

赤彦の誕生日に二種の記述があるというのは、上記全集年譜では、これを「12月17日」としているのに対して、他に「12月16日」とするものがあるということである。たとえば、守屋喜七編の『島木赤彦』（久保田俊彦先生追悼謝恩会〔昭和12年〕）付載の年譜がそれである。そしてこの年譜を作ったのもまた、赤彦に親しんだ人びとであると推察されるのである。

こうした場合、一般的に新しく作られたものの方がより精確度が高いと考えてよいとするならば、むしろ、後者の方が正しいということになる。しかも、さきに全集年譜の原稿を作った金原省吾ものちにあらわした赤彦伝では、「島木赤彦先生は明治九年十二月十六日に長野県上諏訪町天神小路に生まれました。」（『赤彦の人と芸術』所収「赤彦の生涯」、藝科書房、

昭和24年)と記しているのである。してみれば、赤彦は12月16日に生まれた、とするのがやはり正しいであろうか。

ところが、簡単にそうとも言い切れない。それというのも、双方ともにその根拠が明らかでないため当否を容易に判断できないばかりか、先年『赤彦全集』が再刊されて、その年譜では旧全集の誤りをいくつか訂正しているにもかかわらず、この部分に関してはまったく手を加えず、依然として17日出生を記載しているというようなことが一方になおあるからである。

次に、出生地についていうと、これにも必ずしもはっきりしないところがある。その理由の一つは、この年譜の記載(誕生日以外は二つの年譜の記載は同じである)の仕方に問題があるためであり、他の一つは、赤彦の出生地が果してこの場所であるかどうか疑問があるからである。具体的にいえば、前者は、当時は「郡区町村編制法」が施行される以前で、大区小区制の時代であるから、行政区画としての諏訪郡というものは存在しなかったはずであるのに、それがここに記されているということと、赤彦出生の明治9年にはまだ戸籍には地番が記されておらず戸番が記されていた時期であるのに、ここに地番が記されているのは厳密な年譜の記載として少しく問題があるのではなからうか、ということである。また後者は、はじめにも述べたように、主として、赤彦の出生地が年譜にあるとおりの上諏訪であるのか、それとも諏訪郡の旧豊平村であるのか疑問である、ということにほかならない。

II

こうした赤彦の誕生日、出生地に関する疑問のうち、いま誕生日の方はさて置いて、出生地からまず調べてみることにしよう。

はじめに上に疑問として挙げたことを一応調べてみると、諏訪郡が「郡区町村編制法」(明治11年7月、太政官布告第17号)によって行政区画として生まれたのは明治12年のことである。すなわち、赤彦の出生当時にはそれはまだ存在していなかったことが明瞭になる。したがって全集年譜にこの郡の名を記しているのはいささか問題であるということになる。むろん地方的呼称としての諏訪郡は古くからあったのであり、通常これを用いてきているのであるから、それを年譜に記したとしても誤りであるとはいえない。しかし、この法施行までの郡というものは境界も定かではなかったものであるから、それを精確な年譜を編もうとするとときに用いるのには、相当の考慮が必要であると思われるのである。また、戸籍に地番が記されるようになったのは、もっと後年のことであって、赤彦の出生当時は、戸番が記されていたのであったことも明らかになる。その点、この年譜に地番を記しているのも、やはりある程度考慮すべき問題となりうるであろう。

これに加えてさらにいうならば、この年譜では、赤彦の出生地を「上諏訪町」としているけれども、これは疑問の余地なく誤りである。赤彦がこの地で生まれたとするならば、その明治9年には、この土地はいまだ「上諏訪村」であった。上諏訪町は、上諏訪村が町制をしいてできたものではあるが、その改称は明治24年4月28日のことであり、それ以前は上諏訪村であったのである(因みに上諏訪村は、旧藩時代のいくつかの村が合併して、明治7年10月9日にできた。明治9年8月20日までは筑摩県第十三大区四小区に属していたが、翌21日、同県が管下の飛騨一円を岐阜県にわけて旧長野県と合併し、新たな長野県が発足した際

に「南」の一字を加えられて、南第十三大区四小区となった。）

こうしてみると、信憑性の高いと思われる全集の年譜も疑問の目をもってみななければならぬことがわかってくるが、では、年譜にある地番はどうであるかという、これについても疑問がある。すなわち赤彦は、『赤彦病床記』（久保田夏樹著、沙羅書房、昭和23年）によると、大正15年3月、最後の病床において自分が上諏訪の角間で生まれたことをいい、門弟の森山汀川が持ってきた同地籍にある塚原家所有の家屋の四枚の写真を、最後に泉水の写っている一枚をじっと眺めて、「これはいい。この水は、殿様から許されて、秋葉様から引いて来てあるのだ。」と、ほかの写真といっしょに大切にしまっておくように夫人に命じたという（藤沢古実著『赤彦遺言』〔鉄塔書院、昭和4年〕にも同様の記述がある。なお「秋葉様云々」は赤彦の記憶の誤りで、水は地蔵寺からひいてあったものである）。この家のあった土地は、上諏訪角間の通称天神小路のつきあたり、いま児童公園になっているところであるが、この土地がかつて「千三百三十四番ノ内一番」であったという証拠は、しかしこれまでのところ見出せないからである。昭和31年、この公園の一隅には島木赤彦先生誕生地記念碑建立会の名で赤彦童謡碑が建てられ、その裏面には、次のような文字が刻まれている。——「この角間町四二九六番地は島木赤彦（久保田俊彦）先生が、明治九年十二月十七日塚原浅茅四男として生まれたところでありませう云々」。そして、昭和44年10月以降、呼称が変わって、現在ではここは、「諏訪市元町四二九六番地」ということになっているのである。それではさきの「千三百三十四番」というのはなんであったかという、これは、塚原家の上諏訪の本籍地の地番であった。といっても現在の塚原家の本籍地は上記の児童公園の土地になっているのでこれら両者の関係がどうであるかについては必ずしも判然としないところがある。おそらく塚原家は、赤彦の出生以後一度本籍地を他に移し——それが「千三百三十四番ノ内一番」であろう——のちふたびもとの場所に戻ったものであろうと推測しているけれども資料的に限界があり、いまだそれを断定することができない。このことについては、よってしばらく疑問を存したい。

さて、以上のことを踏まえた上で、塚原家の戸籍を古い時期にさかのぼってみると、ちょうど、明治9年に新たに作られたものの保存されていることがわかった。その戸籍から関係部分をひいてみると、そこには次のような記載がある。

はじめに戸主の住居と氏名が、

上諏訪村 六百三十六番屋敷居住
士族

父五一亡

弘化元申辰四月廿五日生

塚原浅茅

明治九年一月 三十一年十月

と記され、続いて家族の名前が並んでいる。そして三人の兄の名前のあとに、赤彦のそれが、

明治九年十二月十七日 四男 塚原俊彦

とある。これによるとすなわち、赤彦の誕生日は12月17日、出生の場所は、明記されているわけではないけれども、実父浅茅の住居と同じであるとみてよいであろう。それで、ここにみえる「六百三十六番屋敷」がどこにあったのかを調べてみると、これはさきのいま児童公

園になっているところに建っていた家屋のことであることがわかってくる（この家屋は明治8年まで五百四番屋敷であったものが、9年に戸籍簿の編制がかわった際により上記事の戸番になったのである）。つまり、赤彦は、これによれば、最後の病床においてみずからいいのこしたように、上諏訪角間の実父の住居において生まれたということになるわけである。

III

こうして赤彦の出生に関連する諸事項がようやく明らかになるとともに、冒頭に述べた疑問の半ばもほぼ解けたものごとくであるが、赤彦の出生については、他に12月16日とするもの、およびその出生地を上諏訪ではなく、諏訪郡旧豊平村であるとするもののあることは、すでに述べたとおりである。これらの論の当否はどうであろうか。このうち、これまで出生日のことは問題になったことがないのに対して、出生地をめぐるはさきにも述べたように大きな論議があったので、この方をとりあげてみよう。

赤彦の出生地を上諏訪とするのは、いわば定説ともいうべく、長いあいだ異を唱える者はいなかったのであるが、戦後になって異説を立てる者があらわれたのである。それは、旧豊平村の古田学校で赤彦の実父塚原浅茅の教えをうけ、またのちには赤彦の歌の弟子ともなった小尾左牛（栄）・長田林坪（林平）らの人びとであった。

そのいうところを聞くと、塚原家の本籍地は上諏訪であるが、赤彦が生まれたときには、同家はすでに豊平村に転居（寄留）しており、赤彦が生まれたのは豊平村下古田にあった古田学校の校内であるというのである。この下古田というのは、同村の一部落の名で、塚原浅茅は長くここにある小学校の教員を勤め、ついにこの地で生涯を終えたのであり、赤彦も同じくここで成長したのである。

昭和37年10月11日の「信濃毎日新聞」（夕刊）に異説の論拠が紹介されているので、それをひいてみる。

- 1 現在本籍地の諏訪市にある戸籍簿に、赤彦の次兄までは黒字で書いてあるのに、赤彦からは赤字になっている。これは、赤彦の生まれた下古田から豊平村（現茅野市豊平）役場を通じて諏訪市へ届け出たからだ
- 2 明治9年7月に一家が古田学校に寄留したことは、同年の古田学校学籍簿に9月5日付けで赤彦の兄二人が諏訪市高島小学校から転学していることがしるしてあることから明らかだ
- 3 赤彦の歌には「故郷は柳川（下古田を流れる川）の岸にあり」とか「古田の生家に帰り父母と酒をおきて歌える歌」などと題してよんだ歌があり、赤彦自身が古田学校で生まれたことをしるしている

——このような論拠をもって小尾・長田らは新説を主張するとともに、ここに赤彦生誕の地を記念するべく小尾の勤める南信日々新聞社の主宰で、古田学校のあと（廃校となり、いまは建物もない）に記念碑を建立する計画をたてた。そして、着々と準備をすすめたのである。

むろん、新説は従来の説を否定するものであるばかりか、こうした動きは、その新説を事実化しようとするのであるから、これに強く反対する人びとのあったことはいうまでもない。さきの「信濃毎日新聞」にはその反論乃至反対意見も掲載されているので、それをひくと、まず、小尾喜作（元高等学校長。左牛らと同じく下古田の出身で、古田学校で浅茅の教えを

うけ、赤彦とは幼時からとくに交わりの深かった人である)は、次のように反論している。

角間で生まれたことは赤彦先生じしんいっておられたことで、先生のなくなられた十二日前の大正十五年三月十五日お見舞いにいったとき“角間で生まれ、九カ月たって古田に行ったのだからまちがえるな”といわれた。また同日付の日記に“森山汀川氏にうぶ湯を浴(あ)んだ上諏訪町角間の家の写真をとってほしいとのむ”とするしてある。年譜は、生前の赤彦先生がいっておられたことや、わたしが子どものときからのつきあいで記憶していることなどをもとに、履歴書、日記、家族の話などを総合してつくった。よほどはっきりした証拠がない限り動かせない。諏訪市にある戸籍のことは知らないが、先生の歌に古田がでてくるのはものごころついてから二十二歳まで住んでいたのだから当然だとおもう

また、戸籍簿の記載について諏訪市の戸籍課では、「赤字で書いてあるだけで、あとにはなにも書いてない。当時の戸籍簿には同じように赤字で書いてあるものがあちこちにあり、赤字で書いてあったからといって、よその役場を通してきたものとはいえないだろう」——このように批判的な意見を述べている。

それから、赤彦の弟(異母弟)塚原華穂(元小学校長・諏訪市長。当時諏訪市教育委員)の談話として同紙の伝えるところによると、華穂は、「わたしは父から兄赤彦は諏訪市で生まれたときいていた。二十一日の除幕式に出席してくれと話があったが、兄は諏訪市で生まれたと信じており、どうしたものか困っている。」と語っている。

赤彦が豊平村で誕生したという説に対しては、このような反論もしくは反対意見または批判的見解の開陳がみられた。しかし、新説にもとづく記念碑は当初の計画のとおり建てられて、その除幕式が挙行されたのである。現在、旧古田学校の校庭の一隅に建っているその「赤彦生誕地の碑」の裏面には、そして次のような文言が刻まれている。

「日本の明治大正の歌聖、島木赤彦、本名を久保田俊彦、その父塚原浅茅は明治六年四月学制発布と共に本籍上諏訪より上古田の柳川学校に赴任し同年十二月下古田の新民学校と合併して古田学校が建たれ校内別室に住居し専ら教育を全うす、此父の四男として明治九年十二月十七日ここに誕生した塚原俊彦は云々」——こうして、赤彦の誕生地は、今や二つ並立した形になっているのである。

ここで豊平村生誕説と記念碑建立にいたることの経過を想察するに、新説を主張する側は、少しく自説を主張するに急で、事業をすすめるのに強引でありすぎたように思われる。いくつか挙げているその論拠というものも、上記のごとき反対意見に対して、よく充分な説得力をもち、または、よく対抗しうるものであるようには思われない。たとえば、赤彦の歌の詞書に古田を故郷といい、そこにある家を生家と呼んだりしているなどのことを論拠としているけれども、その土地で生まれなくとも幼時から育った土地を故郷といい、その地にある父母の家を生家と呼ぶことなども当然ありうることで、これは論拠としてそう強いものとはなりえないであろう。

しかし、豊平村出生説もまた、早急に否定してしまうことのできないものを含んでいることは確かである。古田学校の学籍簿の記録のことが論拠の一つとなっているのに、この点に因してどうみるか問題をのごしているほか、赤彦が上諏訪で生まれたとしたならば、その自宅と浅茅が赤彦の出生当時すでに勤務していた豊平村の古田学校とのあいだには2里半ほどの距離があるけれども、その長い道のりを浅茅はどのようにして学校に通っていたのかとい

うようなことも疑問となるからである。また、全集年譜は塚原家は赤彦誕生の翌明治10年8月に上諏訪から豊平村へ転居したとしているけれども、これも根拠が不明の記録であり、信頼してよいかわからないというようなこともある。こうして、これまでのところではこの問題はなお検討すべきものをのこしている、といわなければならないのである。

IV

ところで、赤彦の出生地に関するこれまでの経過を述べようとしてかなり迂路をたどってきたが、ここで、その後私の明らかにしえたことを結論的に述べるならば、赤彦の出生地は上諏訪村、誕生日は12月16日である、ということになるのである。

その根拠となるのは、新たに私が塚原家の土蔵のなかから探し求めることをえた塚原浅茅の日記その他の文書類の記録である。この詳細については別稿の準備もしているの、他の機会に譲るとして、これらの記録によると、塚原家が上諏訪から豊平村へ転居したのは明治10年の8月であったことが知られ、そのことからそれ以前は一家が上諏訪に住んでいたことが明瞭になり、また、赤彦も上諏訪村で誕生したことがわかるのである。

いま塚原家の転居の状況についてはあとで述べることにして、ここにこれに関連して赤彦の豊平村出生説の論拠の一つとなっていた古田学校の学籍簿の記録のことをいっておくならば、この学籍簿の記録云々は、じつはまったく論拠とはなりえないものであった。塚原家には右の学籍簿も所蔵されており、それによると、赤彦の兄3人が古田学校に入校したのは、明治9年ではなく、明治10年の9月5日であったのである。この学籍簿は表紙には明治9年の文字が認められる(表紙中央に大きく「学籍簿」、その右肩に「明治九年」、左脇に「七月第三十一番 古田学校」とある)けれども、なかに記されている入校者の年次はさまざまであって、右の3人については、上記のごとくに記録されているのである。

そしてもう一つ、赤彦が上諏訪で生まれたとすることへの疑問と考えられた上諏訪の家と勤め先の古田学校とが遠く隔たっているのを浅茅はどのようにしていたかということについては、毎日徒歩で通勤していたことが日記の記述によって推測される。学校までは長い道のりではあるが、浅茅は健脚であり、通勤不能というほど困難なことでもなかったものと思われる。

なお、戸籍に赤彦以下のきょうだいの名が朱筆で記されている法的根拠についてはいまだつまびらかにしないけれども、これが赤彦の上諏訪出生を否定するものでないことは、上記のことからもすでに明白であろう。

12月16日が赤彦の実際の誕生日であることは、浅茅の日記の明治9年12月中の次の記録によって知ることができる(「同断」の文字は浅茅が当日古田学校に出勤したことを意味する)。

十六日 晴 同日午前六時四男
同断 俊彦出生

このほか塚原家には赤彦の臍の緒や出産祝儀帳も保存されており、それらの包紙や表紙にも赤彦が明治9年(丙子)12月16日午前6時の出生であることが明記されているのである。

赤彦の出生にかかわる当初の疑問は、このようにして、ここにおおかた解消されたといつてよいであろう。その年譜の記載も、したがって上述したところによって訂正されなければならないところがあるはずである。また各種の事典類の関係事項の記述にも一部訂正を要するものがあることはいうまでもあるまい。

V

次いで上述のことに関連するものとして、塚原家の豊平村転居の時期および事情について明らかにしておこう。

この転居の時期は、豊平村出生説によれば、明治6、7年ごろということになるのであろうが、明治10年8月であることは、前節で述べたとおりである。なおそれを詳しくいうと、転居の日は8月26日である。これはすでに全集年譜にも

明治十年

八月 二十六日同郡豊平村下古田支校々内に全家移住。

とあって、この記述が正しかったといえる。(ただし、学校名を「下古田支校」としているのは正確ではない。同校が南大塩尋常小学校の支校となるのは明治19年4月である。この点、守屋喜七編『島木赤彦』の年譜には、正しく「古田学校」と記されている。)

その転居の8月26日であることを証するものはいくつかあるけれども、いまくわしくそれを知ることでできるものとして浅茅の日記から関係部分をひくと、浅茅は明治10年8月の日記中に次のように記録している。—19日「当日より宿＝於て荷拵」20日「同断同日泰蔵秀彦兩名高島学校ヨリ退校ス」21日「同断同日ヨリ荷物九駄通送ス」26日「同日当校家内中移転ス云々」27日「同日泰蔵秀彦武彦三名学校に入校束修料二十銭出ス」—このおわりの子供の古田学校入校の日付は、学籍簿の日付とは若干ずれているけれども、それはこの際、問題となることではないであろう。

そこで、塚原家が豊平村に転居することになった理由はどうかというと、それは浅茅が今後とも長く古田学校に教員として勤めることになり、現地居住が義務づけられたためであったといつてよいようである。

塚原家は旧藩時代には諏訪高島藩の桶職であった。それで幼年にして父の死に遭った浅茅もまた早くから家職を継ぐべく修業を積んだ。しかし、むしろ学問を好んだらしい浅茅は、藩校長善館の授読石城東山に漢学を学ぶかわら、仲間をかたらって自学自習につとめた。また明治に入って高島藩に国学校が設立されるとそれに入学して、飯田武郷に就いて国学を修めた。こうして廃藩置県になり、新しい学校制度が始まると、明治6年4月、浅茅はやがて豊平村の発足(明治8年2月)にもなってこれに併合されるにいたった、当時の上古田村柳川学校の学事掛を拜命、翌7年の6月には筑摩県師範講習所の下等小学師範学科を卒業して、7月からこの古田学校(柳川学校は明治6年12月、学区改正により古田学校に合併された)の教員となったのであった(辞令は7月20日付、事實は6月下旬から勤務)。古田学校の教員となるにあたっては村当局とのあいだに契約を結んでいたが、その2年半の期限は、すでに明治9年の12月で切れていた。そこで以後の身の振り方は当然浅茅の大きな問題となってきたのであるが、それが結局、古田学校の勤務を継続することになったのである。

この間古田学校教員再任の許可をうるために浅茅は改めて長野県師範学校松本支校の講習をうけ、この年5月にその小学師範学科第一期課程を了えていた。そして7月に、準訓導三等の資格をもって古田学校在勤の命をうけることができたのである(さらに11月、浅茅は上等小学師範学科講習を受講している)。

浅茅が古田学校の教員に再任されるにあたっては、現地居住が条件の一つになっていたこ

とは、浅茅が村当局と結んだ2通の「条約書」の控えがその日記のなかにあつて、再任が正式にきまる際に結ばれた新しい方の「条約書」に学校内寄宿のことが明記されているのによつて、それを知ることができる。

少しながいが、この新旧の「条約書」をここにひいてみよう。

条 約 書

今般豊平村村吏并 學校世話役筑摩縣士族塚原淺茅ト取結條約左ノ如シ

第 一 條

明治七年六月廿四日ヨリ向明治九年十二月迄古田學校へ下等小學教員トシテ相備候事

第 二 條

右雇中居宅貸渡スヘキ事

第 三 條

月給ハ一ヶ月六圓ツ、三ヶ月分取東四季月末相渡候事

第 四 條

赴任免滞之節往來旅費ハ御規則之通相渡可申事

第 五 條

學校之規則并 教則授業時限等ハ凡テ當縣師範學校御成規ヲ誤ル可ラサル事

第 六 條

學校之儀ニ付建議之件々ハ都テ校中役員ト談判ニ及ヒ學區取締ヲ歴テ縣廳ヘ伺出ヘキ事

第 七 條

雇期限中病ニ罹リ一ヶ月引籠ル節ハ半月分ノ給ヲ渡スベシ若シ二ヶ月餘ニ及フ時ハ廳裁ヲ乞テ雇ヲ解ヘキ事

第 八 條

雇期限中過失或ハ怠惰ニシテ其職不盡時ハ其日ヨリ給料ヲ解キ可申事

右之通交換候條約書如件

豊平村

明治 年 月

戸長

小 尾 為 藏 印

副戸長

長 田 總五郎 印

(以下2名省署)

古田學校

世話役

長田五郎左衛門 印

(以下11名省署)

筑摩縣士族

(原)

第十三區小四區

信濃國諏訪郡上諏訪村五百四番屋敷居住

塚 原 淺 茅 印

條 約 書

今般長埜縣士族塚原淺茅古田學校教員ニ推舉致候ニ付在勤拜命ノ後當十年六月ヨリ向十三年五月迄履行可致條約如左

第一條

在勤中校内寄宿ノ事

第二條

月給金六圓毎日廿五日相渡候事

第三條

在勤中薪炭油校費ノ事

第四條

赴任免歸ノ節旅費及ヒ報酬金等規則ノ通相渡候事

第五條

學校ノ規則教則竝ニ授業時限等凡テ當縣師範學校ノ成規ヲ誤ラサル事

第六條

教育ノ儀ニ付建議スヘキ事ハ該校執事ニ議リ學區取締ヲ經テ上申スヘキ事

第七條

病氣或ハ事故アリテ不勤ノ節ハ成規ノ通月級ヲ可減事

第八條

在勤中過失又ハ怠惰ニテ縣廳ヨリ職ヲ解カル、時ハ歸程旅費不相渡候事

第九條

在勤中萬一病死等アル時ハ報酬金竝ニ歸程ノ旅費家族ヘ可相渡事

右交換條約如件

第十四大區四小區

諏訪郡豐平村

戸長

小尾 為造 印

副戸長

竹内 重左衛門 印

(以下3名省署)

第十九番中學區第二十六番小學

古田學校 執事

長田五郎左衛門 印

世話役

竹内 龜藏 印

(以下13名省署)

長埜縣士族

第十三大區四小區諏訪郡上諏訪村

六百三十六番屋敷地居住(注、「屋敷」の2字に抹消のしるしがある)

塚原 淺茅 印

旧い方の第2条にも居宅の貸与のことがあるけれども、これは現地居住を強制的に定めたものではなかったのではなからうか。それに対して、新しい方の第1条は、かなり明確に、

現地居住を義務づけたもののように考えられる。すなわち、この新しい「条約書」は、筑摩県と長野県とが合併し新長野県が発足したすぐあとの明治9年11月、県が定めた「小学校教員等級並ニ進退取扱規則」に付された「条約書」の書式例文（倉沢剛著『小学校の歴史Ⅲ』による。この書式例文は、半ば強制的な意味をもつものであったと考えられる。）にしたがったものと考えてよいが、県の示した例文をみると、その第1条には、浅茅が村当局と結んだのと同じ学校内寄宿の規定が認められるのである。

なおこれら新旧二とおりの「条約書」のうち、新しい方が浅茅にとって格段に有利になっているけれども——契約期間が2年半から3年に延長され、俸給の支給方法が四季払いから毎月渡しとなり、病気・過失・怠惰などによる減俸、解職等についての条件の改善が認められるほか、在勤中の薪炭・油を校費支出とすることや、病死の場合の遺族への補償のこともきめられている——これも県の「条約書」の例文にしたがった結果おのずとこうなったのであって、ここには次第に制度の整備されていく状態をみとることができるであろう（もとの条約を結ぶことは、旧長野県にはなく、筑摩県に行なわれていたのを、合県後の長野県がその方式を採って全県下に及ぼしたものであるというから（倉沢氏前掲書）旧い方の「条約書」も筑摩県の示した例文にしたがって結ばれたものであろう。けれども、県の示したそれをみると、県は、村当局が教員と条約を結ぶにあたって宿舎を提供せず「自費借宅」とすることや、また、薪炭・油等の手当を一切支給しない条件で条約を結ぶことも認めているのである。それと浅茅の結んだ新「条約書」とを比べてみると、浅茅の結んだ新しい「条約書」の条件は、県の例示した諸案のなかから浅茅にとって有利な方をとったものということができる。つまり、村の当局者が浅茅を優遇しようとする気持をもっていたことが、この「条約書」からはうかがわれるのである。浅茅はこのときすでに村人のあいだに相当な信望をえていたのではなかったであろうか。

こうして現地居住が義務づけられた上に、古田学校に長く勤めるとなると、いかに健脚であっても、家族を上諏訪の自宅においたままで、ひとりいつまでも遠い道を通勤することのできがたいことは、目に見えた道理である。これはやはり早晚豊平村に転居せざるをえなくなるであろう。

塚原家の豊平村への転居は、およそこのようにして行なわれることになったと推察されるのである。

上諏訪に生まれた赤彦もまた、こうして一家の転居にもなつて豊平村に移り、この地において成長することになった。そして、これらのことは、すなわち、城下町に士族の子として生まれたことと八ヶ岳裾野地帯のこの山村に教育者の子として成長したことは、ともに赤彦の精神形成の上で、じつに大きな意味をもつことになったのである。

(1972年9月稿)